

令和6年度（2024年度）要介護・要支援認定調査業務委託仕様書

要介護・要支援認定調査業務（以下「業務」という）については、介護保険法第24条の2第1項第2号の規定に基づき、以下に定める仕様のとおり実施するものとする。

（実施目的）

- 1 本市の介護保険において、被保険者の要介護・要支援認定における適正な認定調査を実施するための体制を整え、本市介護保険制度の円滑かつ適正な実施に資するもの。

（調査対象）

- 2 委託者が受託者に委託する業務は、要介護・要支援新規認定、更新認定及び区分変更認定に係る調査のうち、熊本市内を調査地とする調査で、熊本市介護保険課（以下「介護保険課」という。）が選定したものとする。

受託者は、要介護認定訪問調査依頼書を確認し、利害関係者がいないことを確認する。利害関係者がいた場合には、調査依頼元の介護保険課へ連絡し、調査対象者を変更する。

※利害関係者とは、当該事業所が居宅介護支援を行っている者、または、関係施設に入所している者とする。

（調査期間及び見込件数）

- 3 令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日の間で行う。

見込件数については、別紙認定調査件数実績等を参考とするものとする。

受託者は、受託者の管理の下で業務に従事する調査員（以下「調査員」という）の不足が見込まれる場合等については介護保険課に別途相談するものとする。

（業務管理者等）

- 4 受託者は、業務の責任者として、介護保険課と業務に関する連絡・調整・協議を行う管理者を配置すること。また、その者は、業務全般に責任を持つ責任者として、介護支援専門員等の資格を取得していること。

（調査員）

- 4-2 調査員は、認定調査員新規研修を修了したものであって次のいずれかに該当する者であること。

(1)介護支援専門員の資格を有する者

(2)保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者で、次の①又は②の要件を満たす者。

①介護保険法施行規則第113条の2第1号又は第2号に規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上である者。

②認定調査に従事した経験が1年以上である者。

（教育及び研修）

- 5 受託者は、調査員に対して、この業務の調査票作成に必要な教育及び研修を次のとおり行わなければならない。（本市が行う現任研修等と別に実施すること。）

※例）認定調査員テキスト 2009 改訂版の記載内容の理解度の確認、調査員間の取り扱いの統一化等を目的とした、「身体機能・起居動作」の項目に特化した研修を行う（これまで

に判定に悩んだケースを用いて取り扱いの統一化を図る)等

- (1) 研修講師は、認定調査の内容等に関し十分な知識を有する者を用いること。
- (2) 研修を実施する前にその実施計画書を作成し、研修実施前に介護保険課に提出すること。なお、研修実施後には実施報告書を作成し、介護保険課に提出すること。
- (3) 前項の実施計画書、実績報告書については、具体的内容を明示すること。
- (4) 業務の履行開始後においては、定期的に前各号に準じた研修を行い、常に調査員の技術向上に努めること。

(訪問調査依頼資料受渡し)

- 6 介護保険課は、申請者等から介護認定申請書を受領後、できるだけ速やかに訪問調査依頼書等資料を作成し、受託者へ送付する。また、送付する際、その件数を事前に受託者へ連絡するものとする

(認定調査)

- 7 受託者は、介護保険課から受け取った訪問調査依頼資料に基づいて、調査員に対象者に関する認定調査を実施させる。

(調査結果の作成及び提出等)

- 8 受託者は、次のとおり調査結果を作成し、調査区順に介護保険課に提出するものとする。調査結果については、内容確認後、順次提出すること。
 - (1) 調査結果について、「認定調査員テキスト 2009 改訂版」(厚生労働省作成)に基づき作成し、提出前に調査員による偏りや不備がないよう必ず確認すること。
 - (2) 調査完了後、随時調査結果を整理し、提出する際、その件数を介護保険へ報告すること。
 - (3) 介護保険課から、調査結果の在り方についての指導(再調査依頼を含む)、その他調査内容確認等があれば応じること。
なお、この対応が不十分であると介護保険課が判断したときは、依頼件数を減ずる場合があることに受託者は留意すること。

(調査結果の提出期限)

- 9 調査結果の提出の期限は、訪問調査依頼書受領日から概ね 2 週間以内とし、調査先の都合等で調査が遅れる場合は、その旨介護保険課へ連絡し、提出日等を打ち合わせるものとする。
なお、2 週間以内の提出が困難と事前に見込まれる際には、依頼件数を減ずる場合があることに受託者は留意すること。

(提出書類)

- 10 受託者は、毎月の業務終了後、翌月の 10 日まで(3月は当月末まで)に、要介護・要支援認定調査完了届(様式第2号)及び要介護・要支援認定調査請求内訳書(様式第3号)を介護保険課へ提出するものとする。

(認定調査業務従事者名簿)

- 11 受託者は、契約締結時において、あらかじめ要介護・要支援認定調査業務従事者名簿(様式第1号)、介護保険法第24条の2第2項に基づき本市が指定する資格に係る書類を介護保険課に提出しなければならない。また、受託者は、名簿に変更が生じた場合、速や

かに要介護・要支援認定調査業務従事者の追加・削除について（様式第4号）により介護保険課に報告しなければならない。

（守秘義務）

12 本業務は、個人情報を取り扱うものであることを踏まえ、個人情報の保護に関する関係法令、及び本市の関連規定等を遵守すること。

併せて、受託者は、受託者の管理下で業務に従事するものに対して、上記を遵守させるために必要な措置を講ずること。

（年度報告）

13 受託者は、介護保険法施行規則第34条の6第3項の規定に基づく報告は、履行期間終了までに介護保険課に報告するものとする。

認定調査件数実績等

	R3年度	R4年度	R5年度
直営	21,822件	25,762件	19,465件
委託	3,495件	4,950件	6,465件
計	25,317件	30,712件	25,930件

※R5年度は1月末時点での件数